

川崎市幸区選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び第3項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項及び第3項の規定により、次のとおり選任しました。

令和8年1月27日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

(別紙省略)